

時事新報

第千六百六十一號

明治二十年八月十三日 土曜日

舊丁亥六月二十二日 (庚戌)

満潮午前十一時二十九分

日出午後六時五十分

(西暦一千八百八十七年)

時事新報定價	
一銭二錢	一箇月前金五十錢
一箇月前金六十錢	一箇月前金一百五十錢
自十一行至卅行十	六箇月前金三百圓
三十一行以上	六箇月前金五百圓
每行	六箇月前金五百圓
錢六錢	錢六錢
五厘五錢	五厘五錢
八厘五毫五錢	八厘五毫五錢
五厘五毫五錢	五厘五毫五錢

時事新報廣告料前金一行一付

一符廿四字附一日限

二日以上

七日以上

十五日迄

十六日以上

三十日迄

一月迄

二月迄

三月迄

四月迄

五月迄

六月迄

七月迄

八月迄

九月迄

十月迄

十一月迄

十二月迄

一月迄

二月迄

三月迄

四月迄

五月迄

六月迄

七月迄

八月迄

九月迄

十月迄

十一月迄

十二月迄

一月迄

二月迄

三月迄

四月迄

五月迄

六月迄

七月迄

八月迄

九月迄

十月迄

十一月迄

一二月迄

在野の政事家も宜しく其主義と公けにすべし

伊藤總理大臣の内閣が政府部内の紀綱を一新せんとて

事務整理は綱領を發表するは一昨十八年暮の事にして

爾來既に足掛三年の歳月を経し今は其綱目も次第に舉

り就中、最も至難を考へらるる官吏登用試験の事も

愈々來廿一年一月より施行さるゝ事となりさり政府の

貌意以て知る可たり部内の事務既に整理の緒に就け

ば是よりは外に向て其政略を公示せるの順序あるべ

し今や國會開設の期も既に三年後に迫りたれば政府

に熟したるもののあらん、此程谷農商務大臣の辭職は内

閣と意見の合ひざるに由りしありと云へば内閣には確

乎不拔の政略ありて谷大臣の意見は其政略に反対しさ

れしものあらん、昨今横濱の英字新聞に據れば豫て開

會中なる條約改正の期も既に三年後に迫りたれば政府

に於ては憲法の編纂、議院の組織等に就ての考究も既

し云ふに西洋諸國の例より隨へば議員の當選を望むる輩

は夫々選舉區に於ける議員候補者の中には其姓名と列

し又マニフェスト(意見書と譯すべし)とて己との主義

意見を記したる書付を發し某の事は就ては彼様くの

議論を拘けり某の件は斯く取計ふ積りなりとて其

意見を選舉人に公けにして以て其推選を求むることな

間に於ても議員選舉の用意不盡力すること目下の急務

ありとして扱うるの選舉の手續は如何にして可なるや

と云ふに西洋諸國の例より隨へば議員の當選を望むる輩

はせしむる議員を選舉するの用意肝要にして殊に國會の

開設の我國に於ては古來始めての事なれば今日より豫

考め身構して其事に取掛らざれば或は時に臨んで狼狽

するの慮りなぞと期すべからず左れば政府が國會開

設の準備として憲法制定等の事に從事すると同じく民

衆の身構して其事に取掛らざれば或は時に臨んで狼狽

するの慮りなぞと期すべからず左れば政府が國會開

設の準備として憲法制定等の事に從事すると同じく民

衆の身構して其事に取掛らざれば或は時に臨んで狼狽

するの慮りなぞと期すべからず左れば政府が國會開

設の準備として憲法制定等の事に從事すると同じく民

衆の身構して其事に取掛けられ

るに及ばずとて意と

せしむる議員を選舉するの用意肝要にして殊に國會の

開設の我國に於ては古來始めての事なれば今日より豫

考め身構して其事に取掛けられ

るに及ばずとて意と

せしむる議員を選舉するの用意肝要にして殊に國會の

開設の我國に於ては古來始めての事なれば今日より豫

考め身構して其事に取掛けられ